

議案第18号

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

付 則

この条例は、公布の日から施行する。